

費教育 補助金 施設整備費)																			
	工事事務費																		
	合計																		
総計																			

2 事業完了期日延期の理由

- (注) 1 延期する事業についてのみ作成するものとし、該当事項以外の事項を除外して本表を作成する。
 2 施設に係る事業を延期する場合は、当初計画と変更計画を明らかにした工程表(建築主体、電気設備、衛生設備等に区分したものの。)を一部添付する。
 3 所轄財務局(部)長に申請した書類の写を添付する。
 4 所轄財務局(部)長からの承認書の写を添付する。
 5 繰越額の確定後、繰越額確定計算書の写を追送する。